

平成●●年（〇〇）第●●号 取立金請求上告提起事件（原審・札幌高等裁判所平成●●年（〇〇）第●●号）

決	定
上告人	Y株式会社
被上告人	国

主 文

- 1 本件上告を却下する。
- 2 上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告人は、当裁判所が平成22年4月23日に言い渡した判決に対し、同年5月7日上告を提起し、同月19日、上告提起通知書が上告人へ送達された。

本件記録によれば、本件上告状兼上告受理申立書には上告理由として民事訴訟法312条1項又は2項所定の事項の記載はなく、また、上告人は法定の期間内に同項所定の事項を記載した上告理由書を提出しない。

よって、民事訴訟法316条1項、315条1項を適用して、主文のとおり決定する。

平成22年7月16日

札幌高等裁判所第2民事部

裁判長裁判官	末永進
裁判官	古閑裕二
裁判官	住友隆行